# 第4節

# 効果的・効率的かつ公正・透明な 取得などのための取組

防衛上のニーズに対応した装備品を適切かつ効率的に 取得することは、わが国の防衛力を支える重要な要素の 一つであり、また、装備品にかかる真に必要な生産・技 術基盤を国内において平素から確保しておくことは必要 不可欠である。さらに、昨年以来、輸入商社による過大 請求事案が明らかになったことも踏まえ、装備品の輸入

のあり方を含め、国民への一層の説明責任を果たし得る 公正かつ透明な制度の整備を行うことも必要である。

本節では、防衛省がこれまで行ってきた各種の取組、輸 入調達にかかわる過大請求などの事案を踏まえた新たな 取組などの具体的な内容を説明する。



## 防衛省におけるこれまでの取組

### 1 総合取得改革

防衛省は、装備品などの調達・補給・ライフサイクルコストの効率化・合理化、調達の透明性・公正性の向上、さらに真に必要な防衛生産・技術基盤の維持・育成を目的として総合取得改革に取り組んできている。

主要装備品は、調達された後も、部隊において10年から20年間以上の長期にわたり運用されることから、装備品の構想、開発、量産、運用(維持・修理・改修を含む)、廃棄に至るライフサイクルを通じた効率的、合理的な管理を目指す改革は一層重要である。このような経緯を踏まえ、装備品のより効率的な取得などを行うために、06(平成18)年7月に装備本部(当時)を設置<sup>1</sup>した。

また、防衛省では、効率的な装備品などの調達を図るため、複数年度に分けて調達予定の装備品などの単年度での一括調達、二以上の自衛隊の装備品などの一括調達、開発に際しての仕様の一部共用化・共通化、民生品の活用の促進、民間委託、維持・整備コストの見直しなどを行ってきている。

一方、政府全体として公共調達の適正化に取り組んでいる中、防衛省においても、調達の透明性・公正性の向上の観点から、総合評価落札方式<sup>2</sup>の導入拡大、複数年度

契約の拡大、入札手続の効率化など、随意契約の見直しなどに取り組んでいる。これらの改善策の徹底とともに、06(同18)年7月、装備品の調達を行っている装備本部(当時)に監査担当副本部長を、内部部局には監査課を設置し、同年8月には、内部部局に監査担当審議官を設置した。

## 2 防衛生産・技術基盤の充実強化

装備品については、最新の軍事科学技術の動向を踏まえ、統合運用の進展や部隊のニーズに的確に対応した装備品を効果的かつ効率的に取得する必要がある。このため、装備品の取得については、性能・価格面に加え、維持・補給・教育訓練の容易性やわが国独自の改善の必要性なども考慮した費用対効果に関する検討に基づき、国産、輸入あるいはライセンス国産という調達の方法の中で、最適なものを選択することとしている。

その際、優れた装備品を供給できる生産力と技術力を 有する国内生産・技術基盤の確保は、調達方法の的確か つ有利な選択にも重要な役割を果たしている。すなわち、 航空機、艦船、戦車、誘導弾などの主要装備品について は、概して、生産数が少量で、初期投資が大きく、高度

<sup>1)</sup> 装備本部は、昨年9月に装備施設本部に改編された。

<sup>2)</sup> 技術的要素などの評価を行うことが重要であるものについて、価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式。

の技術能力が要求されることから、個々の装備品を開発・ 生産できる企業は、一社ないし数社に限られ、一企業の 撤退が装備品の取得や維持に直ちに支障を及ぼすおそれ がある。また、国内の生産・技術基盤を維持することは、 海外から装備品を調達する場合にも、相手国に対する交 渉力となり、出来る限りわが国に有利な条件で装備品を 取得することを可能とする。

このため、防衛省としては、厳しい財政状況をも踏ま えつつ、我が国の安全保障上不可欠な中核技術分野を中 心に、重点を置いて育成・維持すべき防衛生産・技術基 盤の分野を明確化し、真に必要な国内生産・技術基盤の 確立に努めるべきものと考えている。

参照 > 資料80 (P397)



# 最近の事案

### 1 山田洋行などによる過大請求など

昨年11月22日、(株)山田洋行が、防衛省に納入した輸入装備品2件の契約について、過大請求を行っていたことが判明した。

これを受け、同社との取引を停止とするとともに、同社との02(平成14)年度以降の他の契約についても、見積書の真正性を外国メーカーなどに直接確認するなどの調査を実施しているところ、新たに16件の過大請求が判明し、2月28日にその旨を公表した。

また、同社が00(同12)年度におけるチャフ・フレア射出装置の調達契約に関し、米国の製造企業であるBAEシステムズ社(BAE)の見積書を偽造し過大請求を行った疑義があったものの、最終的には当初契約の減額措置のみが行われたとされる件について、その経緯などに係る調査・確認を、当時の関係資料の精査、職員からの聴取り、BAEからの情報提供などにより、同社に対する過大請求に係る調査と併せ行っている。また、(株)山田洋行以外の商社などについても、見積書の真正性を外国メーカーに直接確認する抽出調査を実施している。

この抽出調査を通じて、極東貿易(株)との間の潜水 艦搭載用通信アンテナに係る契約計6件について見積書 の偽造が、また、そのうち5件について過大請求が判明 し、本年1月7日に、その旨を公表した。

これを受け、同社との取引を停止するとともに、同社 との02(同14)年度以降の他の契約についても、見積書 の真正性を外国メーカーなどに直接確認するなどの調査 を実施しているところ、新たに12件の過大請求が判明し、 6月20日にその旨を公表した。

## 2 C-Xエンジンなどの装備品の選定・ 調達

航空自衛隊の次期輸送機 (C-X) のエンジンの選定・調達や生物偵察車、掃海・輸送へリコプター (MCH-101) 搭載用エンジン、19年度計画護衛艦 (19DD) 搭載用エンジンなどに関しても前事務次官の関与などについてさまざまな指摘がなされており、防衛省の政策決定過程の一層の透明性の向上について指摘がなされている。

# 3

# 防衛省における新たな取組

#### 1 最近の動き

最近、装備品取得をめぐる状況に変化がみられる。

第一に、予算制約のもと、装備品の高度化・複雑化に よる取得単価の上昇が取得数量の減少につながり、更な る単価上昇をもたらすという悪循環が発生している。そ のため、各般のコスト抑制施策の推進が喫緊の課題とな っている。

第二に、透明性、公正性の一層の向上が従来にも増して求められている。防衛装備品の調達は製造能力を有する企業が限定されていることや、秘密保全の必要性があるなどの制約の中、これまでも装備品の取得にかかわる情報の開示に努めてきたが、調達手続も含め一層の説明責任が求められている。

このような状況の変化を踏まえ、昨年10月に出された「総合取得改革の加速に関する大臣指示」を受け、寺田防衛大臣政務官を長とする「総合取得改革推進プロジェクトチーム」が設置された。同チームは、その設置後、輸入調達にかかわる過大請求などの事案が発覚したことから、輸入調達問題への対応も含め計10回の会合を開催し、本年3月に報告書をとりまとめ公表した。



寺田前防衛大臣政務官がチーム長を務める 総合取得改革推進プロジェクトチーム

### 2 総合取得改革推進のための取組

#### (1) 一般輸入調達問題への対応

前述のとおり、昨年11月、(株) 山田洋行が防衛省に納入した輸入装備品2件の契約について過大請求を行っていたことが判明するなど、輸入調達にかかわる複数の事案が明らかになった。

この問題への対応として、以下のような取組を行っている。

- ① 過大請求の発見、抑止のため、海外製造メーカーへの見積書の直接照会などの実施
- ② 装備施設本部輸入調達専門官を現行3名から10名に 増強し、米国における現地価格調査の機能強化(本年 度)
- ③ 海外製造メーカーの参入を容易にするための環境整備を継続的に行い、直接契約を推進(英語による入札 参加案内、説明会の実施など)
- ④ 装備施設本部に輸入調達の専担部署を21年度予算要求
- ⑤ 公認会計士、商社経験者など部外専門家の活用
- ⑥ 過大請求事案に対する制裁措置を強化(過払い額の 返還に加えて、現状では過払い額と同額の違約金を徴 収しているが、これを2倍にする)(本年度)
- ⑦ 商社などの有する経理会計システム上の記録と防衛 省に提出した見積書の照合を行うとともに、社内不正 防止、法令順守体制などについて調査を行う輸入調達 調査を導入(本年度)

#### (2) 装備品のライフサイクルコスト管理の強化

防衛省の装備品は、相当な期間と費用をかけて構想から開発を経て量産され、量産後は長期間使用されるのが通例である。装備品の構想、開発、量産、運用(維持・修理・改修を含む)、廃棄に至るライフサイクル全体に要するコスト(LCC:ライフサイクルコスト)は、これま

で個別装備品ごとについて部分的な見積りが行われてきた。

LCC管理の全省的な取組を推進するため、本年3月、LCC管理手続及び算定要領を整備し、主要装備品のLCC管理に試行的に着手したところである。また、諸外国などで活用されているIPT<sup>2</sup>手法を参考にした組織横断的な連絡調整会議設置や、統一的なLCCの算定方法の確立などの取組を行っていく。

#### (3) コスト抑制のための達成目標の設定

装備品関連事業を対象に、民生品・民生技術の活用、一括調達、維持整備方法見直しなどの効率化施策により、06(平成18)年度と比較したコスト縮減率を、09(同21)年度までに9%、11(同23)年度までに15%とする包括的なコスト縮減達成目標を初めて設定した。

#### (4) インセンティブ契約 の拡充

現行のインセンティブ契約は、99(同11)年の導入後の活用例は2例にとどまっていたため、インセンティブ効果を高め、活用を広げるため、制度全体を見直して企業コストダウン活動を活発化する企業提案に対して審査手続の面から改善を図るなど新制度を本年度より導入する。

#### (5) 民間委託の拡充

装備品の高度化、任務の多様化に対応するためには、個別業務ごとに部外委託を検討する従来型の民間委託だけでは限界があり、総合取得改革の観点から、トータルコストの把握を含む費用対効果を分析しつつ、更なる民間委託の拡充のための新たな手法の活用(PFI<sup>4</sup>など)を推進していく。



PFI事業で実施した海自呉史料館

#### (6) FMSの一層の改善

FMSは、米国政府が武器輸出管理法に基づき、武器輸出適格国に対し装備品などを有償で提供するものであるが、価格内訳の開示が十分でないなどの課題が存在している。今後とも、価格内訳の入手拡大など更なる改善に努力していく。

#### (7) 統合運用の視点に立った装備品取得

これまでも、統合運用を前提とした①装備品間の仕様の整合化、②装備品の共通化、③各自衛隊の指揮システム・業務システムの統合化、④①~③に資する研究開発を行ってきた。今後も、救難・衛生、輸送、警戒監視などの分野において統合運用に資する適切な装備品整備について検討を促進するとともに、装備品にかかわる検討・調整枠組みの具体化、各自衛隊間での在庫情報・仕様書情報を共有するシステム構築などの取組を行っていく。

#### (8) 技術研究開発の評価の強化など

総合取得改革の観点からの研究開発評価が必ずしも十分ではなかったため、防衛大臣政務官を委員長とする技

<sup>2)</sup> IPT: Integrated Project Team。ある事業における特定の問題解決を効率的に図るため、関係する部門や利害関係者の間の情報共有と意見調整を図る組織横断型の合議体(チーム)。欧米諸国における防衛装備品の取得業務や、民間企業のプラント建設や情報システム開発などの業務においても、この手法が用いられている。

<sup>3)</sup> 受注する民間企業の努力によりコストの低減が生じた場合に、低減額の一部を企業側に付与することにより、民間企業のコスト削減への動機付け(インセンティブ)を高め、調達価格の低減を実現する制度。

<sup>4)</sup> 民間の資金、経営能力及び技術力を施設整備などに活用すること。

術評価委員会を設置し、新たに実効性のある評価体制を 構築する(本年度)。

また、効果的・効率的な研究開発に資する国際協力を 推進するため、各国との技術交流をより活性化するとと もに、国際共同研究・開発に係る背景や利点・問題点な どについて一層の検討を深める必要がある。

#### (9) 中央調達・地方調達の見直し

地方支分部局において契約の第三者機関による監視を 行うため、各地方防衛局の入札監視委員会を見直し、装 備品などに関する契約監視を行う(本年度)。

また、透明性の一層の向上のため、中央調達のみ行っている高額な随意契約の大臣承認について、業務効率に配意しつつ、地方調達でも行う(中央調達と同様、主要な装備品1.5億円以上の契約を対象)(本年度)。

## (10) 装備品選定についての計画段階・調達段 階の業務分担のあり方

より透明で効率的な装備品選定手続を具体的に検討の 上、次期救難へりまたはその他の適当な装備品について、 防衛政策局が機能・性能、経理装備局が機種・取得方式などを担当する形での業務分担の変更についての試行を 実施する。(選定手続の検討等のために、本年4月、組織 横断的作業チームを設置)

また、航空機の機種選定について手続の見直しを図り、 更には競争入札方法の適用拡大を検討する。

### 3 施策の着実な実施

改革のための施策の推進については、施策の立案もさることながら、その着実な実施への道筋を明確にすることが極めて重要である。

今後、総合取得改革の実施のためのスケジュールを踏まえ、主要な結節ごとに施策の進捗状況などについて必要なレビューを行うこととする。このような取組により、後戻りや足踏みのない総合取得改革の推進に努めていく。

さらに、IPTによる調達方式の本格的な導入や地方調達の全面的な見直しなど、本年7月に示された「防衛省改革会議」の報告書の内容を踏まえ、取組を進めていきたいと考えている。

# **COLUMN**

VOICE

解説

Q&A

## 装備品の選定はどのように行っているのですか?

装備品の選定の進め方は、その種類によって異なりますが、予算の編成や執行の過程において、①まず、わが国防衛のために必要な機能や性能について検討し、②次に、コスト、新規開発か既存装備品の取得かという導入方法、装備品の種類、機種、数量などの検討に移る、という流れが基本となっています。

例えば、航空機の場合では、陸上・海上・航空幕僚監部が作成した要求性能」などや機種選定案を内部部局が調整や検討・評価を行うなどのプロセスを経て、省全体としての案が作られていきます。そのうち秘匿すべき事項のある航空機の機種選定は、防衛省の中で「航空機機種選定会議」への諮問・答申を経て、防衛大臣の判断の下に行います。さらに、作戦用航空機については、毎年末の予算編成時に合わせて、各年度の防衛力整備内容の主要な事項として安全保障会議にも諮ることになっています。

また、練習機のように秘匿すべき事項のない航空機については、総合評価落札方式などを用いた競争入札方式により行う場合もあります。

1) その運用目的、運用構想、期待する主要性能その他運用上の要求事項を満足するために必要な性能上の要求事項

# **COLUMN**

VOICE

解説

Q&A

#### コスト抑制のための具体的な施策にはどのようなものがありますか?

近年におけるコスト抑制のための施策およびそれぞれの縮減額としては、たとえば、次のようなものが挙げられます。

○ 民生品·民生技術の積極的活用

空自JADGEシステムの部品へ民生品を活用(約6億円縮減)したり、海洋観測艦についてできる限り商船仕様を追求するとともに観測機器などの見直しなどを行う(約160億円縮減)など、民生品・民生技術の活用に努めています。

#### ○ 一括調達

①陸自89式小銃(約2万丁:約3億円縮減)、②海自次期固定翼哨戒機(P-1)(2年分4機:約106億円縮減)、③海自掃海・輸送へリコプター(MCH-101)(2年分3機:約30億円縮減)、④空自戦闘機(F-15)近代化改修(2年分20機:約168億円縮減)を対象とし、装備品の一括調達を行います。

○ 維持整備方法見直し

空自短SAMの定期修理の間隔を延長するように整備要領を見直しました(約11億円縮減)。

○ 仕様の見直し

技術進歩の結果、耐衝撃性能などを満たすことが可能となったことから、掃海艇(MSC)の船体を従来の木造から繊維強化プラスチック(FRP)に変更することにより、従来に比べ艦齢を約2倍の約30年に延伸することが可能となりました(約6億円縮減)。

(注) 縮減額については、予算計上時の試算であり、今後の調達状況により変動する見込み。